

浜松市音楽文化名誉顧問に関する要綱

- 1 . 市が進める音楽文化都市構想の実現を図るため、浜松市音楽文化顧問の任期を満了した者に対し、浜松市音楽文化名誉顧問の称号を授与する。
- 2 . 音楽文化名誉顧問には、必要と認められる場合に助言を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。